

地域医療介護総合確保基金事業について

地域医療介護総合確保基金は、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に備え、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保、勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題として、地域の実情に沿った医療提供体制を構築し、「県民安心の愛媛医療」の維持確保を図るため、平成 27 年度に策定した「地域医療構想」を基に、病床機能分化を促進させ、地域全体で治し支える「地域完結型」の医療体制構築とともに、医療従事者の養成と各医療圏の広域的な連携を確保して地域医療を守るため行う各種事業を実施するため、消費税を財源として国と県が各都道府県に設立したものです。

<対象事業>

対象となる事業は、次の事業区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ及び別添の「地域医療介護総合確保基金（医療分）の標準事業例（以下「標準事業例」という。）」に該当する事業です。

- ・区分Ⅰ-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- ・区分Ⅰ-2 地域医療構想の達成に向けた病床数又は病床の機能の変更に関する事業
- ・区分Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業
- ・区分Ⅲ 医療従事者の確保に関する事業
- ・区分Ⅳ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

<従来の「補助金」と異なる点>

基金事業は、従来の単なる「補助金」とは異なり、

- ・ 特定の医療機関が単独で実施・完結する事業ではなく、圏域のニーズがあり、関係機関が連携して実施する事業であること。
- ・ 実施した事業が、特定の医療機関が利益を得るのみではなく、圏域の病床機能分化につながるもの、又は圏域全体に事業実施による成果が波及し、各圏域の地域医療構想に掲げる課題解決につながる事業であること。
- ・ 事業実施後の成果が、費用対効果の面で優れており、かつ客観的な数値等で表すことが可能であること。
- ・ 原則、国の示す「標準事業例」に基づいた事業であること。

が条件となってきます。

<申請に際して留意すること>

- ・ 当事者間での事業に係る認識・調整が不足していないか。（途中で目的が変わってしまう、戻すぼみになる。）
- ・ なぜ当該事業を実施する必要があるのか、具体的な根拠、目的、事業内容が整理されているか。（事業イメージだけの、単なる提案ではだめ。）
- ・ 事業実施後の効果及び次の段階に繋げる体制について、具体性があるか。（事業を実施しただけで、波及させる部分が欠落していないか。）
- ・ 事業内容が単に固定化した経費（人件費等）の付け替え、内部の職員に対する研修、福利厚生で終わっていないか。
- ・ 事業費積算根拠は適正か。（見積書、単価等明確な根拠は必要。）
- ・ 事業実施に関する概要や必要性について、書面で説明できるか。（言葉だけではなく、具体的な資料や証拠が必要。）